



# コーポレート・ガバナンス

健全なリーダーシップの発揮と、透明で公正な意思決定の両立を通じて、企業価値の持続的向上を目指していきます。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「豊かさを担う責任 (Committed to the Global Good)」を企業理念とし、個人と社会を大切に、未来に向かって豊かさを担う責任を果たしていくことを使命としています。また、企業理念に込めた意図を分かりやすく示し、当社の強さである卓越した個人の力を表す言葉として、「ひとりの商人、無数の使命」をコーポレート・メッセージとして定めています。

充実したコーポレート・ガバナンスのためには、経営者による健全なリーダーシップの発揮と、透明で公正な意思決定の両立が不可欠であるとの考え方のもと、当社は、監査役（監査役会）設置会社として、法令上認められる範囲内で通常の業務執行に属する事項の経営陣への委任を進める一方、監査役による経営監視を強化するための施策を行ってきました。また、取締役会による経営監督機能を強化するため、社外取締役を委員長とする「指名委員会」及び「ガバナンス・報酬委員会」を設置しています。社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、独立性の確保を重視しており、東京証券取引所が定める「独立役員」の要件に加えて、当社独自の

独立性判断基準を策定しています。独立性の高い複数の社外取締役を含めて構成される取締役会においては、経営陣による業務執行の監督のほか、定量面または定性面から重要性の高い業務執行に関する審議も行っています。このような取締役会の機能を通じて、業務執行の監督が適切に行われることに加え、重要な業務執行については社外の視点からの検討も行うことができると考えています。

また、当社は、株主・投資家等のステークホルダーに対する財務・非財務情報の発信もコーポレート・ガバナンス上の重要な課題の一つと認識し、適時・適切な情報開示に努めています。2015年5月には、様々なステークホルダーとの間の対話を更に促進する目的で「IR基本方針」を定め、公表しました。こうした対話の促進により、長期的な視点での当社の企業価値の向上に繋げていきたいと考えています。

当社としては、わが国におけるコーポレート・ガバナンスに関する議論の急速な進展や諸外国の動向も認識し、当社が置かれた経営環境を踏まえた最適なコーポレート・ガバナンス体制を構築すべく、引き続き検討を続けていきます。

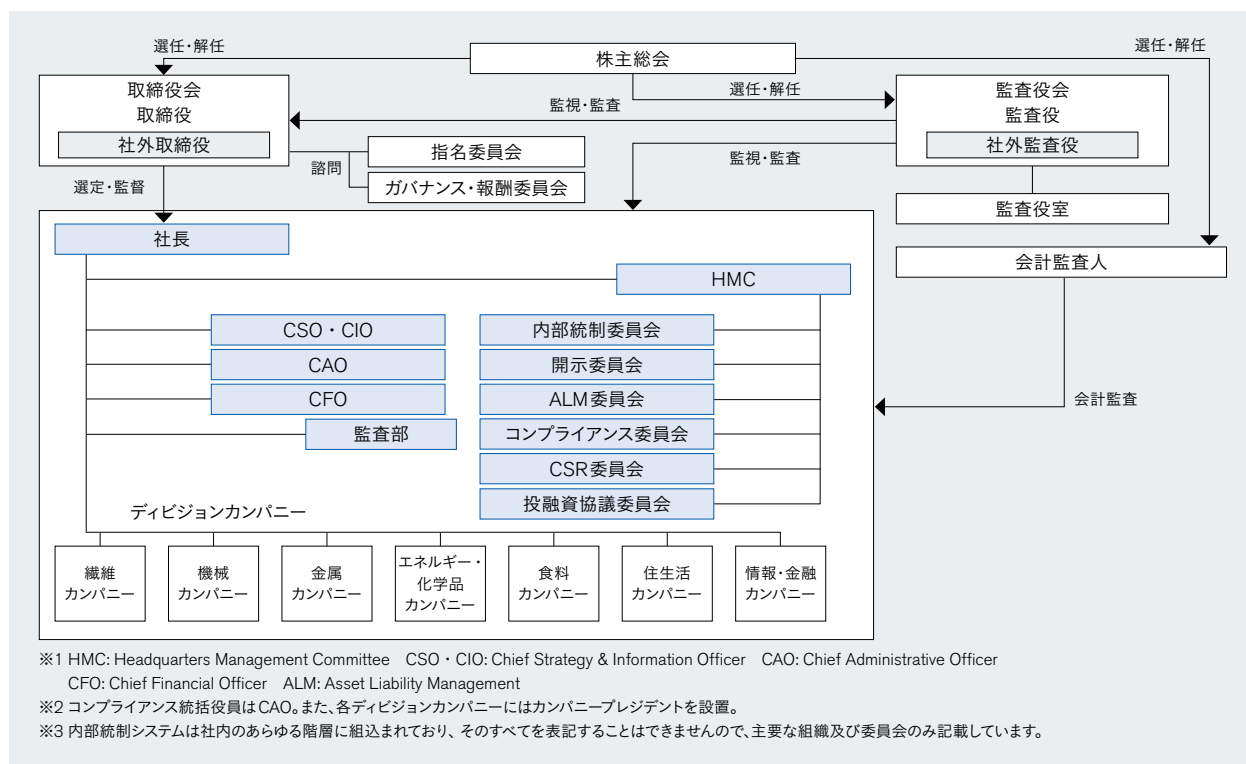
## これまでのコーポレート・ガバナンス強化のための取組み

1999年	執行役員制度に移行	取締役会の意思決定機能と監督機能の強化
2011年	社外取締役制度の導入	経営監督の実効性と意思決定の透明性の向上
2015年	指名委員会、ガバナンス・報酬委員会の設置他	取締役会の監督機能の強化と透明性の向上
2016年	社外取締役を1名増員し、3名体制に 指名委員会及びガバナンス・報酬委員会の委員長を社外取締役とすると共に、委員の半数以上を社外役員に 取締役会の実効性評価を実施	取締役会の監督機能の強化 指名委員会及びガバナンス・報酬委員会の機能強化 取締役会の課題認識を踏まえた将来像の検討

## コーポレート・ガバナンス体制早見表

機関設計の形態	取締役会・監査役（監査役会）設置会社
取締役の人数	14名
（うち、社外取締役の人数）	（3名）
監査役の人数	5名
（うち、社外監査役の人数）	（3名）
取締役の任期	1年（社外取締役も同様）
執行役員制度の採用	有
社長の意思決定を補佐する機関	HMC(Headquarters Management Committee)が全社経営方針や重要事項を協議
取締役会の任意諮問委員会	指名委員会及びガバナンス・報酬委員会を設置
役員報酬体系 (⇔ Page 58)	① 月例報酬：役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定 ② 業績連動型の賞与： ③ 業績連動型の株式報酬： } 当社株主帰属当期純利益（連結）に基づき総支給額を決定 ※ 社外取締役には月例報酬のみを支給
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ

## 当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムの概要図



## 取締役会の任意諮問委員会

名称	役割
指名委員会	執行役員及び取締役・監査役候補の選任議案の審議
ガバナンス・報酬委員会	執行役員・取締役の報酬制度、その他ガバナンス関連議案の審議

## 主な社内委員会

名称	目的	名称	目的
内部統制委員会	内部統制システムの整備に関する事項の審議	コンプライアンス委員会	コンプライアンスに関する事項の審議
開示委員会	企業内容等の開示及び財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する事項の審議	CSR委員会	CSR、環境問題及び社会貢献活動に関する事項の審議
ALM委員会	リスクマネジメント体制・制度及びB/S管理に関する事項の審議	投融資協議委員会	投融資案件に関する事項の審議

## 指名委員会及びガバナンス・報酬委員会の構成

氏名	役位	指名委員会	ガバナンス・報酬委員会
岡藤 正広	代表取締役社長	○	○
岡本 均	代表取締役		○
小林 文彦	代表取締役	○	
藤崎 一郎	社外取締役		○(委員長)
川北 力	社外取締役	○(委員長)	
村木 厚子	社外取締役		○
赤松 良夫	常勤監査役	○	
山口 潔	常勤監査役		○
間島 進吾	社外監査役		○
望月 晴文	社外監査役	○	
瓜生 健太郎	社外監査役	○	
		(6名)	(6名)

### 政策保有株式の保有方針及び議決権行使基準

当社は、政策保有株式の保有については厳選方針としており、資本コストをベースとした投資基準を適用しているほか、毎年経営会議と取締役会において投資効率と戦略的な保有意義の両面からレビューを行っています。レビューの結果、経済合理性が乏しい、または投資目的の実現確度が低いと判断した政策保有株式については、原則として売却する方針と位置付けています。また、当社は、保有する政策保有株式については当社の投資目的・保有方針を踏まえて必ず議決権を行使することとし、議決権行使の委任は行わない旨の方針を取締役会において決定しています。

### 独立性判断基準の策定

当社は、東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」を踏まえ、東京証券取引所の「独立役員」の要件を厳格化した当社独自の「独立性判断基準」を指名委員会の審議を経て取締役会で決定しています。

当社の「独立性判断基準」につきましては、当社のウェブサイトをご参照ください。  
[http://www.itochu.co.jp/ja/about/governance\\_compliance/governance/pdf/independence\\_criteria.pdf](http://www.itochu.co.jp/ja/about/governance_compliance/governance/pdf/independence_criteria.pdf)

なお、現在の社外取締役3名、及び社外監査役3名については、いずれも東京証券取引所が定める「独立役員」及び当社独自の「独立性判断基準」に基づいて独立性を有しており、それら全員を、東京証券取引所に独立役員として届出しています。

### 内部統制システム

当社は、2006年4月19日の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を制定しています（直近では、2016年5月6日付で一部改訂）。この内部統制システムについ

ては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしています。

「内部統制システムに関する基本方針」及びその運用状況の概要については、当社ウェブサイトも併せてご覧ください。  
[http://www.itochu.co.jp/ja/about/governance\\_compliance/control/policy/](http://www.itochu.co.jp/ja/about/governance_compliance/control/policy/)

### コンプライアンス

当社は社員一人ひとりが法令や国際ルールなど企業活動に関連するルールを学び遵守し、腐敗防止を含めて高い倫理観を持ち日々の職務に取り組むことができる体制及び環境を整備しています。

推進体制としては、法務部コンプライアンス室が、全体の方針や施策の企画・立案を行い、当社の各組織、海外現地法人及び国内外の主要なグループ会社にコンプライアンス責任者を配置する体制を構築しています。発覚したコンプライアンス関連事案は、コンプライアンス統轄役員(CAO)及び監査役に報告し、重大な事案については、適宜取締役会へ報告しています。また、体制の整備・運用状況について年に一度、モニター・レビューを実施し、その結果も踏まえて組織ごとに独自のコンプライアンス強化策を策定し実行しています。更に、コンプライアンス意識の向上と事案の発生予防を目的とした社員教育も実施しています。2015年度は当社の役職員を含む全社員、グループ会社87社及び海外6ブロックの社員を対象に、実際に発生した事案を教材として解説する「コンプライアンス巡回研修」を実施しました（受講者数約9,000名）。コンプライアンスに反する事例が確認された場合には、原因究明や当事者・関係者の教育訓練など再発防止策を実施すると共に、関与した役員・社員に対し、厳正に対応しています。

## 社外取締役によるメッセージ

### ガバナンス・報酬委員会を通じたコーポレート・ガバナンスの強化に向けて

ガバナンス・報酬委員会の委員長を勤めさせて頂くことになりました。今日、企業にとってガバナンスは基本中の基本になりつつあります。社会的関心も高まっています。社外取締役や監査役などが取締役会や監査役会を通じて企業経営に参加する理由は、第三者的視点からガバナンスが機能しているかをチェックすることが主目的でしょう。すなわち長い間の慣行から企業内では当然視される判断でも社会的に通用するか、アカウンタビリティがあるかを見るのが期待されるわけです。そして問題が起きる前に未然に防止することが重要です。

ガバナンス・報酬委員会は取締役会より人数を絞って突っ込んだ議論を行いません。本年も外部専門家に委託した取締役会の実効性評価の報告書をレビューし、活発な議論を行なって今後の検討課題を整理しました。

また株式報酬制度導入にあたっては取締役会の前に審議を行ないました。

当社は、2015年度に利益No. 1の商社となりました。いまこそ「勝って兜の緒を締めよ」の時期です。本委員会としても重大な使命に鑑み、委員一同しっかりその職責を果たしていこうと決意を新たにしています。



#### 藤崎 一郎

1969年 4月 外務省入省  
外務本省の他、在インドネシア大使館、  
経済協力開発機構 (OECD)  
日本政府代表部、大蔵省主計局を経て  
1987年 8月 在英国大使館参事官  
1991年 2月 外務省大臣官房在外公館課長  
1992年 3月 同省大臣官房会計課長  
1994年 2月 同省アジア局参事官  
1995年 7月 在アメリカ合衆国大使館公使 (政務担当)  
1999年 8月 外務省北米局長  
2002年 9月 外務審議官 (経済担当)  
2005年 1月 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部  
特命全権大使  
2008年 4月 アメリカ合衆国駐節特命全権大使  
2012年11月 外務省退官  
2013年 1月 上智大学特別招聘教授、国際戦略顧問 (現任)  
2013年 6月 現職に就任  
2014年 6月 新日鐵住金株社外取締役 (現任)



#### 川北 力

1977年 4月 大蔵省入省  
2001年 7月 財務省主税局税制第一課長  
2002年 7月 同省大臣官房総合政策課長  
2004年 7月 同省大臣官房文書課長  
2005年 7月 国税庁大阪国税局長  
2007年 7月 財務省大臣官房審議官  
(主税局担当)  
2008年 7月 同省大臣官房総括審議官  
2009年 7月 同省理財局長  
2010年 7月 国税庁長官  
2012年 8月 財務省退官  
2012年10月 一橋大学大学院法学研究科教授  
(2014年9月退任)  
2013年 6月 現職に就任  
2014年10月 損害保険料率算出機構  
副理事長 (現任)

### 指名委員会の監督プロセスの確立に向けて

「経営陣の指名選任」は、企業にとって最も根源的な判断事項でしょう。当社の「指名委員会」は、取締役会の諮問に応じる「任意の委員会」であり、指名に関する決定権は有していないものの、経営陣の指名や社長後継者計画について監督するという重要な役割を担っています。

当社は2016年度、同委員会の監督機能を強化するため、委員の社外役員比重を高めるとともに、委員長を社外取締役とする体制にしました。委員名は公表されており、また、社外役員委員は「独立役員」です。私は委員長として、このような中立性、透明性、独立性に立脚した体制の下、社長等の経営陣とも密に意見交換を行いつつ、真に株主利益にかなう審議を行うべきものと認識しております。

指名委員会として今後経験を積む必要もありますが、私としては本年度まず、その運営において、同委員会の設置趣旨に即した規範的な監督プロセスを確立していくことが重要と考えております。

「商社新時代」において、当社が更に企業価値を伸長させ、より大きな責任を果たしていくため、取締役会が最適な判断を下せるよう、指名委員会として適切に監督を行ってまいります。

### 当社取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性を確認すると共に、取締役会としての検討課題を合わせて抽出し、将来的な当社のコーポレート・ガバナンス体制の改善に資することを目的として、取締役会の実効性に関する評価を2016年3月に初めて実施しました。評価にあたっては、評価プロセスに客観性を持たせるために独立した外部専門機関を起用した上で、外部専門機関の分析結果を踏まえ、取締役会としての実効性と今後の検討課題について審議しました。

#### 【評価項目】

- ・ 取締役会の構成
- ・ 任意諮問委員会（指名委員会、ガバナンス・報酬委員会）の構成等
- ・ 取締役会の役割・責務
- ・ 取締役会の運営状況
- ・ 取締役・監査役に対する情報提供、トレーニング

#### 【評価方法】

2016年3月末時点で現任の全取締役（13人）及び全監査役（5人）を対象に実施したアンケート回答をベースに、外部専門機関において対象者全員に対する個別インタビューを実施。外部専門機関の分析結果を参考にして、ガバナンス・報酬委員会における審議の後、取締役会において分析・評価を実施。

#### 【実効性評価結果】

左記による評価の結果、取締役会の構成、任意諮問委員会の構成、取締役会の役割・責務、運営状況、情報提供・トレーニング等の面において、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されていると当社取締役会は評価しました。特に、外部専門機関からは、事前の複数会議での審議、簡潔明瞭な資料、重要局面での徹底議論、形式よりも実質を重んじる企業文化等が取締役会の実効性の確保に有効に作用しているとの評価がありました。

#### 【課題】

当社取締役会は、取締役会の構成や取締役会への付議事項を見直した上で、将来的に取締役会が「モニタリング（監督）」により一層注力した運営を行うことの是非について、継続して検討する必要があることを確認しました。取締役会に先立つガバナンス・報酬委員会においては、監査役設置会社としての機関設計を維持しつつ、「モニタリング（監督）」型の取締役会を目指すべきかという点について、そのプラス面とマイナス面について活発な議論が展開されました。

## 役員報酬

2015年度の役員報酬実績は以下の通りです。

### 2015年度の役員報酬実績

区分	人員数（人）	支給額（百万円）	内訳	報酬限度額
取締役 （うち、社外）	13 (2)	1,198 (24)	① 月例報酬 751百万円 ② 賞与 447百万円 ※ 算定式はPage 59参照	① 月例報酬総額として年額12億円 （うち、社外取締役分は年額50百万円） ② 賞与総額（社外取締役は賞与支給せず）として、 年額10億円 （①、②共に2011年6月24日 株主総会決議）
監査役 （うち、社外）	7 (4)	117 (36)	① 月例報酬のみ	① 月額総額13百万円 （2005年6月29日 株主総会決議）
計 （うち、社外）	20 (6)	1,315 (60)		

※ 当社は、2005年6月29日開催の第81回定時株主総会の日をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引続いて在任する取締役及び監査役に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しています。

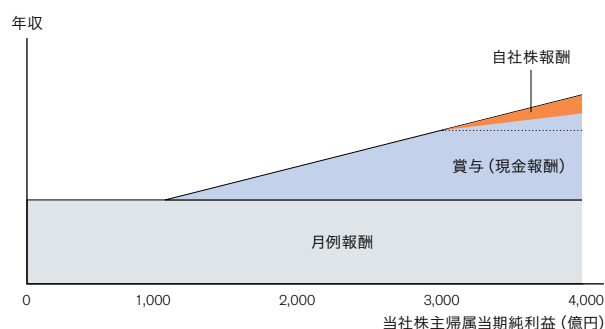
### 2016年度の役員報酬制度

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、①月例報酬と②業績連動型の賞与に加え、新たに2016年度から導入された③業績連動型株式報酬（信託型）から構成されており、①月例報酬は役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じ

て決定され、②業績連動型賞与及び③業績連動型株式報酬は当社株主帰属当期純利益（連結）に基づき総支給額が決定しています。業績連動型株式報酬は、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること

を目的として2016年度より導入されたものであり、本株式報酬制度の導入により、当社株主帰属当期純利益が3,000億円を超える部分についてのみ、従来の業績連動型の賞与の算定式によって算定される金額の半額を、金銭による賞与から株式報酬に置き換えて支給することになります。なお、社外取締役については月例報酬のみを支給しており、賞与及び業績連動型株式報酬は支給していません。

#### 改訂後の報酬制度



	報酬の種類	内容	報酬限度額	株主総会決議
取締役	①月例報酬	役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定	月例報酬総額として年額12億円 (うち、社外取締役分は年額50百万円)	2011年6月24日
	②賞与	当社株主帰属当期純利益に基づき 総支給額が決定 算定式は下記参照	賞与総額(社外取締役は賞与支給せず)として、 年額10億円	
	③株式報酬 (信託型) 2016年度導入		下記は2事業年度分、かつ取締役及び執行役員を 対象とした限度額 ・当社から信託への拠出上限額：15億円 ・対象者に付与するポイントの総数：130万ポイント (1ポイント=1株として換算)	2016年6月24日
監査役	月例報酬のみ		月額総額13百万円	2005年6月29日

#### 業績連動型賞与及び株式報酬の算定式

2016年度の取締役賞与及び株式報酬は、2016年度の決算が確定次第、下記方法に基づき支給額を算定の上、第93回定時株主総会終了後、支払います(株式報酬についてはポイントを付与)。

#### 総支給額

$$\text{総支給額} = (A + B) \times \text{対象となる取締役の役位ポイントの総和} \div 55$$

$$A = (\text{2016年度当社株主帰属当期純利益のうち、3,000億円に達するまでの部分} - 1,000\text{億円}) \times 0.35\%$$

$$B = \text{2016年度当社株主帰属当期純利益のうち、3,000億円を超える部分} \times 0.35\%$$

総支給額は(A)第93期有価証券報告書に記載された2016年度当社株主帰属当期純利益のうち、3,000億円に達するまでの部分から1,000億円を控除した金額の0.35%相当額(当社株主帰属当期純利益が1,000億円に満たない場合は0円)、及び(B)第93期有価証券報告書に記載された2016年度当社株主帰属当期純利益のうち、3,000億円を超える部分の0.35%相当額の合計額に、対象となる取締役の員数増減・役位変更等に伴う一定の調整を加えた額です(報酬限度額による制限があります)。

#### 個別支給額

$$\text{個別支給金額} = \text{総支給額} \times \text{役位ポイント} \div \text{対象となる取締役の役位ポイントの総和}$$

各取締役への個別支給額は上記に基づき計算された総支給額を、役位ごとに定められた下記ポイントに応じて按分した金額です。

取締役会長 取締役社長	取締役 副社長執行役員	取締役 専務執行役員	取締役 常務執行役員
10	5	4	3

個別支給額のうち、総支給額中のAにかかる部分は全額現金で支払われます。Bにかかる部分については、半額を株式報酬で支給し、残額は現金で支払われます。株式報酬については、在任中は毎年ポイント(1ポイント=1株)を付与し、退任時に累積したポイント分に相当する株式報酬を信託よりまとめて支給することとしています。なお、信託より支給する株式はすべて株式市場から調達予定ですので、希薄化は生じません。

# 取締役、監査役及び執行役員

2016年7月1日現在

## 取締役



代表取締役社長  
岡藤 正広

1974年 当社入社  
2010年 当社代表取締役社長  
所有株式数 150,795株



代表取締役  
高柳 浩二  
食料カンパニー プレジデント

1975年 当社入社  
2015年 当社代表取締役 副社長執行役員  
所有株式数 56,600株



代表取締役  
岡本 均  
CSO・CIO

1980年 当社入社  
2014年 当社代表取締役 専務執行役員  
所有株式数 48,465株



代表取締役  
鈴木 善久  
情報・金融カンパニー プレジデント

1979年 当社入社  
2016年 当社代表取締役 専務執行役員  
所有株式数 24,484株



代表取締役  
小関 秀一  
繊維カンパニー プレジデント  
(兼) CP・CITIC戦略室長

1979年 当社入社  
2016年 当社代表取締役 専務執行役員  
所有株式数 37,400株



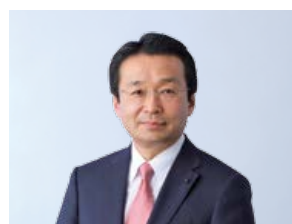
代表取締役  
米倉 英一  
金属カンパニー プレジデント

1981年 当社入社  
2016年 当社代表取締役 専務執行役員  
所有株式数 49,105株



代表取締役  
今井 雅啓  
エネルギー・化学品カンパニー  
プレジデント

1980年 当社入社  
2016年 当社代表取締役 専務執行役員  
所有株式数 40,300株



代表取締役  
小林 文彦  
CAO

1980年 当社入社  
2015年 当社代表取締役 常務執行役員  
所有株式数 61,480株



代表取締役  
吉田 多孝  
機械カンパニー プレジデント

1981年 当社入社  
2016年 当社代表取締役 常務執行役員  
所有株式数 40,200株



代表取締役  
鉢村 剛  
CFO

1991年 当社入社  
2015年 当社代表取締役 常務執行役員  
所有株式数 40,700株



代表取締役  
原田 恭行  
住生活カンパニー プレジデント

1982年 当社入社  
2016年 当社代表取締役 常務執行役員  
所有株式数 60,700株



取締役<sup>※1</sup>  
藤崎 一郎  
2013年 当社取締役  
所有株式数 2,300株



取締役<sup>※1</sup>  
川北 力  
2013年 当社取締役  
所有株式数 0株



取締役<sup>※1</sup>  
村木 厚子  
2016年 当社取締役  
所有株式数 0株

※1 会社法第2条第15号に定める社外取締役

※2 会社法第2条第16号に定める社外監査役

※3 執行役員の茅野 みつるの戸籍上の氏名は、池 みつるです。

所有株式数は伊藤忠商事株の所有株式数

## 監査役



### 常勤監査役

#### 赤松 良夫

1974年 当社入社  
2010年 当社取締役専務執行役員  
2012年 常勤監査役  
所有株式数 41,540株



### 常勤監査役

#### 山口 潔

1980年 当社入社  
2011年 当社執行役員  
2016年 常勤監査役  
所有株式数 10,400株



### 監査役<sup>※2</sup>

#### 間島 進吾

1972年 3月 公認会計士登録  
1975年 9月 PEAT MARWICK MITCHELL & CO. (現KPMG LLP) ニューヨーク事務所入所  
1981年 3月 米国公認会計士 (ニューヨーク州)登録  
1987年 7月 同社監査担当パートナー  
2005年 1月 同社顧問  
2006年 4月 中央大学商学部教授 (現任)  
2013年 4月 ウィン・パートナーズ(株) 社外取締役 (現任)  
2013年 6月 現職に就任  
所有株式数 0株



### 監査役<sup>※2</sup>

#### 望月 晴文

1973年 4月 通商産業省入省  
1998年 7月 同省大臣官房審議官 (経済構造改革担当)  
2001年 1月 原子力安全・保安院次長  
2002年 7月 経済産業省 大臣官房商務流通審議官  
2003年 7月 中小企業庁長官  
2006年 7月 資源エネルギー庁長官  
2008年 7月 経済産業事務次官  
2010年 8月 内閣官房参与  
2012年 6月 ㈱日立製作所社外取締役 (現任)  
2013年 6月 東京中小企業投資育成(株) 代表取締役社長 (現任)  
2014年 6月 現職に就任  
所有株式数 0株



### 監査役<sup>※2</sup>

#### 瓜生 健太郎

1995年 4月 弁護士登録 常松築瀬関根法律事務所入所  
1996年 1月 松尾綜合法律事務所入所  
1999年 2月 ソロモン・スミス・バーニー 証券会社入社  
2002年 8月 弁護士法人キャスト(現弁護士法人 瓜生・糸買法律事務所) 代表弁護士マネージング パートナー (現任)  
2008年 8月 SUIアドバイザリーサービス(株) (現UI&Iアドバイザリーサービス(株)) 代表取締役 (現任)  
2014年 9月 GMO TECH(株) 社外取締役 (現任)  
2015年 3月 協和発酵キリン(株) 社外監査役 (現任)  
2015年 6月 現職に就任  
所有株式数 900株

## 執行役員

### 社長

#### 岡藤 正広

### 副社長執行役員

#### 高柳 浩二

食料カンパニー プレジデント

### 専務執行役員

#### 吉田 朋史

伊藤忠インターナショナル会社社長 (CEO)  
所有株式数 63,250株

#### 岡本 均

CSO・CIO

#### 福田 祐士

アジア・大洋州総支配人  
(兼)伊藤忠シンガポール会社社長  
(兼)CP・CITIC管掌  
所有株式数 44,200株

#### 鈴木 善久

情報・金融カンパニー プレジデント

#### 小関 秀一

繊維カンパニー プレジデント  
(兼)CP・CITIC戦略室長

#### 米倉 英一

金属カンパニー プレジデント

#### 今井 雅啓

エネルギー・化学品カンパニー プレジデント

### 常務執行役員

#### 小林 文彦

CAO

#### 吉田 多孝

機械カンパニー プレジデント

#### 久保 洋三

食料カンパニー  
エグゼクティブ バイス プレジデント  
所有株式数 29,795株

#### 鉢村 剛

CFO

#### 上田 明裕

東アジア総代表  
(兼)伊藤忠(中国)集团有限公司董事長  
(兼)上海伊藤忠商事有限公司董事長  
(兼)BIC董事長  
所有株式数 32,100株

#### 原田 恭行

住生活カンパニー プレジデント

#### 久保 勲

監査部長  
所有株式数 33,016株

#### 都梅 博之

欧州総支配人  
(兼)アフリカ総支配人  
(兼)伊藤忠欧州会社社長  
所有株式数 11,155株

#### 深野 弘行

社長補佐(関西担当)  
所有株式数 5,600株

### 執行役員

#### 茅野 みつる<sup>※3</sup>

法務部長  
所有株式数 20,904株

#### 岡田 明彦

鉄鋼・非鉄・ソーラー部門長  
所有株式数 15,200株

#### 石井 敬太

エネルギー・化学品カンパニー  
エグゼクティブ バイス プレジデント  
(兼)化学品部門長  
所有株式数 20,003株

#### 諸藤 雅浩

繊維カンパニー  
エグゼクティブ バイス プレジデント  
(兼)ブランドマーケティング第一部門長  
(兼)CP・CITIC戦略室長代行  
所有株式数 21,382株

#### 川島 宏昭

中部支社長  
所有株式数 5,200株

#### 高杉 豪

食料カンパニー プレジデント補佐  
(兼)食糧部門長  
(兼)CP・CITIC戦略室長代行  
所有株式数 13,898株

#### 池添 洋一

伊藤忠香港会社会長  
(兼)アジア・大洋州総支配人補佐  
(兼)CP・CITIC海外担当  
所有株式数 2,500株

#### 林 史郎

ファッションアパレル第一部門長  
所有株式数 14,806株

### 佐藤 浩

プラント・船舶・航空機部門長  
所有株式数 6,600株

### 関 鎮

経理部長  
所有株式数 20,406株

### 高田 知幸

広報部長  
所有株式数 23,300株

### 安田 貴志

エネルギー部門長  
所有株式数 10,050株

### 貝塚 寛雪

業務部長  
所有株式数 26,697株

### 岡 広史

秘書部長  
所有株式数 20,816株

### 今井 重利

中南米総支配人  
(兼)伊藤忠ブラジル会社社長  
所有株式数 13,732株

### 清水 源也

ファッションアパレル第二部門長  
所有株式数 19,696株

### 大杉 雅人

自動車部門長  
所有株式数 2,456株

### 土橋 晃

情報・金融カンパニー CFO  
所有株式数 12,155株